

# 新潟食料農業大学同窓会会則

## 第1章 総則

(名称および所在地)

第1条 本会は、新潟食料農業大学同窓会と称し、事務局を新潟市北区島見町 940 番地、新潟食料農業大学内に置く。

2 本会は支部を置くことができる。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携・親睦および相互の研修・向上を図り、合わせて新潟食料農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 会員の親和交流に関する事業
- (2) 会員名簿の作成、管理および機関紙の発行に関する事業
- (3) 母校の発展および教育催事への協力援助に関する事業
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 新潟食料農業大学を卒業した者および新潟食料農業大学大学院を修了した者
- (2) 準会員 新潟食料農業大学および新潟食料農業大学大学院に在学する者、ただし本学の卒業生、修了生は正会員とする
- (3) 特別会員 新潟食料農業大学の教職員および教職員であった者で、本会の目的に賛同する者
- (4) 客員会員 新潟食料農業大学で研修等を修了した者

(会費)

第5条 正会員は会費を納入しなければならない。

- 2 正会員の会費は終身会費20,000円とする。
- 3 準会員の会費納入は不要とする。
- 4 特別会員の会費納入は任意とする。
- 5 客員会員の会費納入は不要とする。
- 6 一旦納入された会費の返還はおこなわない。

(住所変更の届出)

第6条 会員は氏名、住所等を変更した時は速やかにその旨を届け出るものとする。

(退会)

第7条 会員は同窓会長の承諾を得て退会することができる。

(除名)

第8条 本会の名誉を著しく傷つけた者、または本会の目的に反する行為が生じた場合、役員会の決議を以って会長がこれを除名することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の理由によって会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡したとき

### 第3章 組織

(役員)

第10条 本会に次の役員および監査役を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査役 2名

2 本会は必要に応じて本学教職員を顧問として置くことができる。

(選出)

第11条 会長、副会長、会計は、正会員から選出されるものとし、総会の承諾を得て決定する。

- 2 幹事は正会員の中から会長が指名する。
- 3 監査役は正会員の中から会長が指名する。
- 4 本学教職員顧問は会長が委嘱する。

(任務)

第12条 会長は本会を代表し会務を処理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 幹事は本会の会務を処理する。
- 4 会計は本会の会計を処理する。
- 5 監査役は本会の会計を監査するものとし、他の役員を兼ねることができない。
- 6 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行うことができる。

(任期)

第13条 役員および監査役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員および監査役の任期は通算で10年を超えることはできない。
- 3 役員または監査役に欠員が生じた場合の後任役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 その他役員の変更に関し必要な事項は別に定める。

### 第4章 機関

(機関)

第14条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局

(総 会)

第15条 総会は会長が招集し議長となる。

- 2 総会は原則として毎年1回開催することとし、会長が招集する。ただし必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は予算、決算および会則の制定・改廃について審議する。
- 4 総会での議事は委任状を含め、出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第16条 役員会は会長、副会長および幹事、会計をもって構成し、本会の運営について次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の制定および改廃に関する事
  - (2) 役員および監査役の選出に関する事
  - (3) 事業の計画および実施に関する事
  - (4) 予算および決算に関する事
  - (5) 委員会および支部の設置に関する事
  - (6) その他会長が必要と認めた事項
- 2 役員会は必要に応じ会長がこれを招集する。
  - 3 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
  - 4 会長が必要と認めたときは、監査役を役員会に出席させ意見を聞くことができる。

(事務局)

第17条 事務局には正会員および大学教職員より事務局員を配置し、同窓会活動における実務を担う。

- 2 事務局には同窓会支援室を置くことができる。

## 第5章 会計

(会 計)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第20条 本会の収支決算および財産は会計監査を経て総会に報告し、その承認を得る。

第21条 その他会計に関し必要な事項は別に定める。

## 第6章 雑則

第22条 この会則に定めるもののほか、役員会の承認を得て別に細則を設けることができる。

### 附則

この会則は、令和4年3月12日より施行する。